

静岡県水産技術研究所富士養鱒場観覧料徴収条例及び静岡県水産技術研究所浜名湖分場体験学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

静岡県知事 川勝平太

### 静岡県条例第6号

静岡県水産技術研究所富士養鱒場観覧料徴収条例及び静岡県水産技術研究所浜名湖分場体験学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(静岡県水産技術研究所富士養鱒場観覧料徴収条例の一部改正)

**第1条** 静岡県水産技術研究所富士養鱒場観覧料徴収条例(昭和29年静岡県条例第46号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>静岡県水産技術研究所富士養鱒場観覧料徴収条例</u></p> <p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> <u>静岡県水産技術研究所富士養鱒場</u>(以下「養鱒場」という。)を観覧しようとする者の観覧料の徴収については、この条例の定めるところによる。</p>	<p><u>静岡県水産・海洋技術研究所富士養鱒場観覧料徴収条例</u></p> <p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> <u>静岡県水産・海洋技術研究所富士養鱒場</u>(以下「養鱒場」という。)を観覧しようとする者の観覧料の徴収については、この条例の定めるところによる。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県水産技術研究所浜名湖分場体験学習施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

**第2条** 静岡県水産技術研究所浜名湖分場体験学習施設の設置及び管理に関する条例(平成12年静岡県条例第51号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>静岡県水産技術研究所浜名湖分場体験学習施設の設置及び管理に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、<u>静岡県水産技術研究所浜名湖分場体験学習施設</u>の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p><b>第2条</b> 水産資源、自然環境等に親しむ機会の提供を通じて、浜名湖に対する理解を深めることを目的として、<u>静岡県水産技術研究所浜名湖分場体験学習施設</u>(以下「体験学習施設」という。)を浜松市に設置する。</p>	<p><u>静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設の設置及び管理に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、<u>静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設</u>の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p><b>第2条</b> 水産資源、自然環境等に親しむ機会の提供を通じて、浜名湖に対する理解を深めることを目的として、<u>静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設</u>(以下「体験学習施設」という。)を浜松市に設置する。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

この条例は、令和2年4月1日から施行する。